

登記手続案内については、次ページを参照願います。

[相続登記](#) [抵当権の抹消](#) [会社・法人の設立](#) [役員変更登記](#)

登記手続案内は 事前予約制です

★予約がないとご利用いただけません！

予約申込み連絡先

青森地方法務局	土地・建物 017-776-9041 会社・法人 同上
むつ支局	土地・建物 0175-23-3202 ※電話による登記手続案内を希望される場合は「十和田支局」の担当者が対応します。 土地・建物 ※0176-23-2424
五所川原支局	土地・建物 0173-34-2330 ※電話による登記手続案内を希望される場合は「十和田支局」の担当者が対応します。 土地・建物 ※0176-23-2424
弘前支局	土地・建物 0172-26-1150
八戸支局	土地・建物 0172-26-1150
十和田支局	土地・建物 0176-23-2424

事前に予約してください！

★予約受付時間
平日 午前8時30分～午後5時15分

★手続案内の取扱時間
平日 午前9時～午前11時30分
午後1時～午後4時

★会社・法人に関する手続案内は、「青森地方法務局」でのみ行っております。

※登記申請手続及び登記管轄一覧については、法務局ホームページで案内しています。



各種申請書様式はこちらから

★不動産登記

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/miniji79.html>

★商業・法人登記

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html

★法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html

登記手続案内をご利用のみなさまへ

↓ 全てご確認ください

確認済



ご利用は20分以内

1回のご利用は、20分以内です。
次の利用者の案内のため、20分を過ぎると、そこで終了します。
予約時間に10分以上遅れた場合は、キャンセルされたものとして取り扱います。

確認済



見本をお渡しします

法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類等の様式を準備しています。
申請書類等にどのような内容を記載するか一般的な事項について説明します。

確認済



事前の審査・法的判断は行いません

手続案内は職員が申請・申出前の書類に不備がないか審査するものではありません。登記原因事実・法律行為（契約）が有効か無効か判断することや、法的なアドバイスをすることはできません。

確認済



ご自身で作成してください

職員が書類に手を加えることや、具体的な事案に沿ったアドバイスをすることはできません。現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。

確認済



補正の可能性あり

申請・申出後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることがあります。
手続案内は、内容の適合性・登記等の完了を保証するものではありません。

確認済



申請資格のない方はお断りします

申請人（申出人）本人（親族・従業員）のご利用に限らせていただきます。
必要に応じて本人確認を行います。
資格者代理人の方は、別途書面により照会願います。

多くの方にご利用いただけるよう努めています。
ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

青森地方法務局